

5-2 各免許状の種類別最低修得単位数と授業科目構成

免許状の種類	基礎資格	大学における専門科目の最低修得単位数						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	合計
中学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	28	10	10	7	4	—	59
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	24	10	8	5	12	—	59
特別支援学校教諭 一種免許状	学士の学位及び小学校、中学校、高等学校または幼稚園の免許状を有すること						26	26

<注> (5) は、(1)～(3)の最低修得単位数を超えて修得した単位で代替することができる。

- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目
- (3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (4) 教育実践に関する科目
- (5) 大学が独自に設定する科目
- (6) 特別支援教育に関する科目（但し、特別支援学校教諭一種免許状取得の場合のみ）